

# 洲本市ふるさと納税問題第三者調査委員会（第5回） 次第

日時：2023年（令和5年）3月28日（火）13:30～

場所：洲本市役所 4階 災害対策室

出席：河瀬委員長、上村委員、家木委員、池田専門委員

事務局：洲本市総務課

## 1. 開会

- ・専門委員の出席ならびに発言を許可

## 2. 委員長あいさつ

## 3. 報告事項

- (1) 寄付金額、費用、参加事業者への支払いの推移

・寄付金額は、令和元年度から2年度は2.25倍、令和2年度から3年度は1.45倍のスピードで増加（令和元年度24.0億円⇒2年度54.0億円⇒3年度78.4億円）【資料1】

・費用は、令和元年度から2年度は2.25倍、令和2年度から3年度は1.98倍のスピードで増加（令和元年度11.2億円⇒2年度25.2億円⇒3年度50.0億円）【資料1】

・寄付金額に占める費用の割合は、令和元年度46.7%⇒2年度46.7%⇒3年度63.8%であり、3年度は「5割基準」超過（全国の自治体で5番目の高水準）。また、寄付金額に占める返礼品の調達費の割合は、令和元年度28.5%⇒2年度28.2%⇒3年度43.9%であり、3年度はマクロで「3割基準」超過。なお、令和3年度の調達費には、旅館連盟へのシティ・プロモーション費を含む【資料1】

・市から事業者への支払い（返礼品の調達費+送料+梱包費）も、令和元年度から2年度は2.26倍、令和2年度から3年度にかけて2.26倍のスピードで増加（令和元年度7.76億円⇒2年度17.51億円⇒3年度39.57億円）【資料2】

・取引量の急増にともない、市のふるさと納税業務の対応が非常に困難になっていたことが、各方面のヒアリングにより指摘できる。なお、特徴的な動きとして、同一経営者企業グループ（5事業者：参加事業者A～E）への支払いのシェアが急激に拡大し、令和3年度には過半を占めた（令和元年度22.3%⇒2年度47.0%⇒3年度53.5%）【資料2】

(2) 募集要項の条件を満たしていない事業者が存在

・上述の同一経営者企業グループのうち、少なくとも1事業者は、「市が特段認める場合」ではないにも関わらず、会社設立の同年度に参加事業者となっており、参加事業者募集要項「営業年数3年以上の実績」(この条件は令和3年5月28日改正による追加)を満たしていないと言い得る。市は、参加事業者の選定において、参加事業者募集要項に沿った運営ができていなかった可能性がある。

・参加事業者募集要項の表記を以下引用【資料3】

引用開始「特産品を提案することができる参加事業者は、市が特段認める場合を除き、次の条件をいずれも満たしている者とし」引用終わり

引用開始「(1) 店舗・通販等における売上が1,000万円以上あり、且つ営業年数3年以上の実績のある事業者で、設備等を備え、生産・製造・販売等の事業を安定的に行っている事業者であること。」引用終わり

(3) 事業者から請求があった送料が通常考えられる送料より大きいケースが存在

・上述の参加事業者を調査対象とし、調査対象参加事業者から請求があった送料と、個々の返礼品を配送先の都道府県に淡路島から配送事業者の通常の送料で送った場合の試算送料を計算した。参加事業者Aの試算結果は【資料4】の通り。

・請求があった送料の平均単価は、試算送料の単価よりも令和3年度で1.55倍、令和4年度で1.57倍であった。試算送料は法人契約でより低廉化できる可能性があるため、倍率はより高めになると考えられる。

・調査対象を参加事業者B~Dに拡大し、同様の試算を令和4年度のみで行った結果が【資料5】。いずれの調査対象参加事業者も、1.36~1.6倍との結果になった。なお、某配送事業者が淡路島から北海道、淡路島から兵庫県に配送した場合の送料も参考のため図示しているが、調査対象参加事業者から請求があった送料は、北海道に送る場合の送料と同じ程度の送料となっている。

・事業者から請求があった送料が通常考えられる送料より大きいケースが存在していたことに関して、市のふるさと納税の運営に問題があったのではないかと。

(4) 魅力創生課は、ふるさと納税の返礼品ならびに温泉券の「おまけ」として使用していた「ふるさと洲本応援商品券」を支払手段として用い、市内業者からパソコンとプリンターを購入したが、現状は地方自治法違反の状態

・ふるさと洲本応援商品券は、市民の家計応援、地域における消費喚起を目的として発行されるものであり、これを市の物品購入の支払手段として用いることは、商品券発行の目的に反する上、市

の財政をゆがめるおそれがあり、許されないというべきである。少なくとも市の財産である商品券を支払手段として使用するものとして、地方自治法96条1項6号、237条2項に基づく議決を経しておくべきであるが、同議決もなされていない。【資料6】

・当該パソコンおよび当該プリンターを購入した日付は令和2年7月2日であった。しかし、これらについて、洲本市物品取扱規則に基づく備品登録がなされていない。市が当該パソコンおよび当該プリンターを備品であるとするならば、発注手続きを適切に処理し、同規則に基づく備品登録を行い、所定の手続きに則った管理を行う必要がある。

・すなわち、当該パソコン及び当該プリンターについて、洲本市物品取扱規則に基づく備品登録を行わず、かつその購入に際し商品券を支払手段として用いたことについて、少なくとも地方自治法96条1項6号、237条2項に基づく議決を経なければ、地方自治法上違法状態がつづくものであることを指摘する。

#### 4. 審議事項

(1) 最終報告書の構成について

・調査結果

これまでの調査結果を提示

・市への提言

コンプライアンスを踏まえた内部統制の確立、ガバナンスの強化

ふるさと納税制度に復帰するために必要な具体的な取り組み内容の提示

・ふるさと納税制度への提言

(2) 事業者アンケートについて、その他

#### 5. 閉会

##### <資料一覧>

【資料1】 洲本市のふるさと納税に関する寄付金額、費用の推移

【資料2】 洲本市から参加事業者への支払い（返礼品の調達費+送料+梱包費）の推移

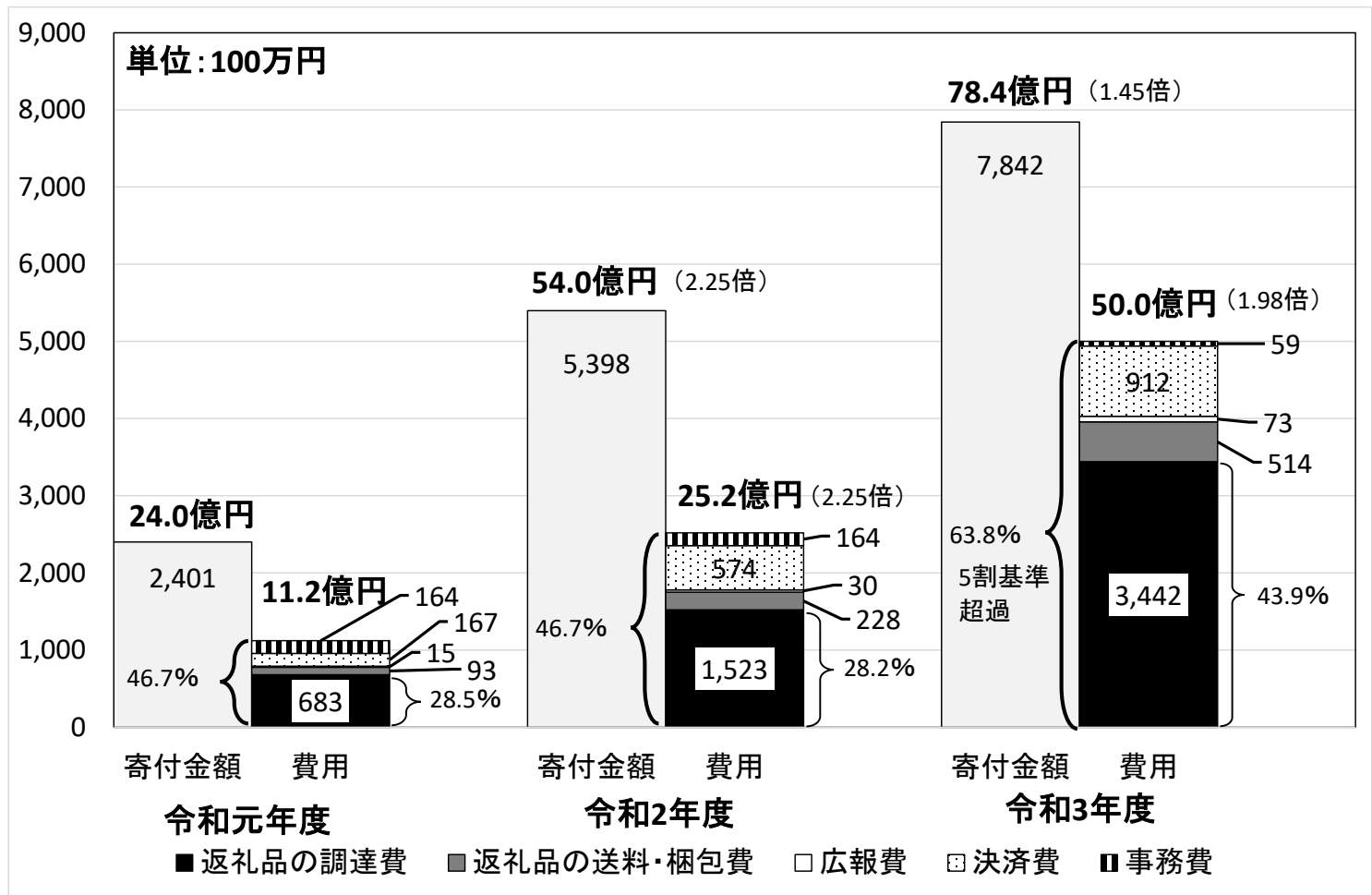
【資料3】 ふるさと洲本もっともっと応援事業参加者募集要項（抜粋）

【資料4】 参加事業者Aから請求された送料と試算送料の差異

【資料5】 参加事業者A～Dから請求された送料の平均単価と試算送料の平均単価の比較（令和4年度）

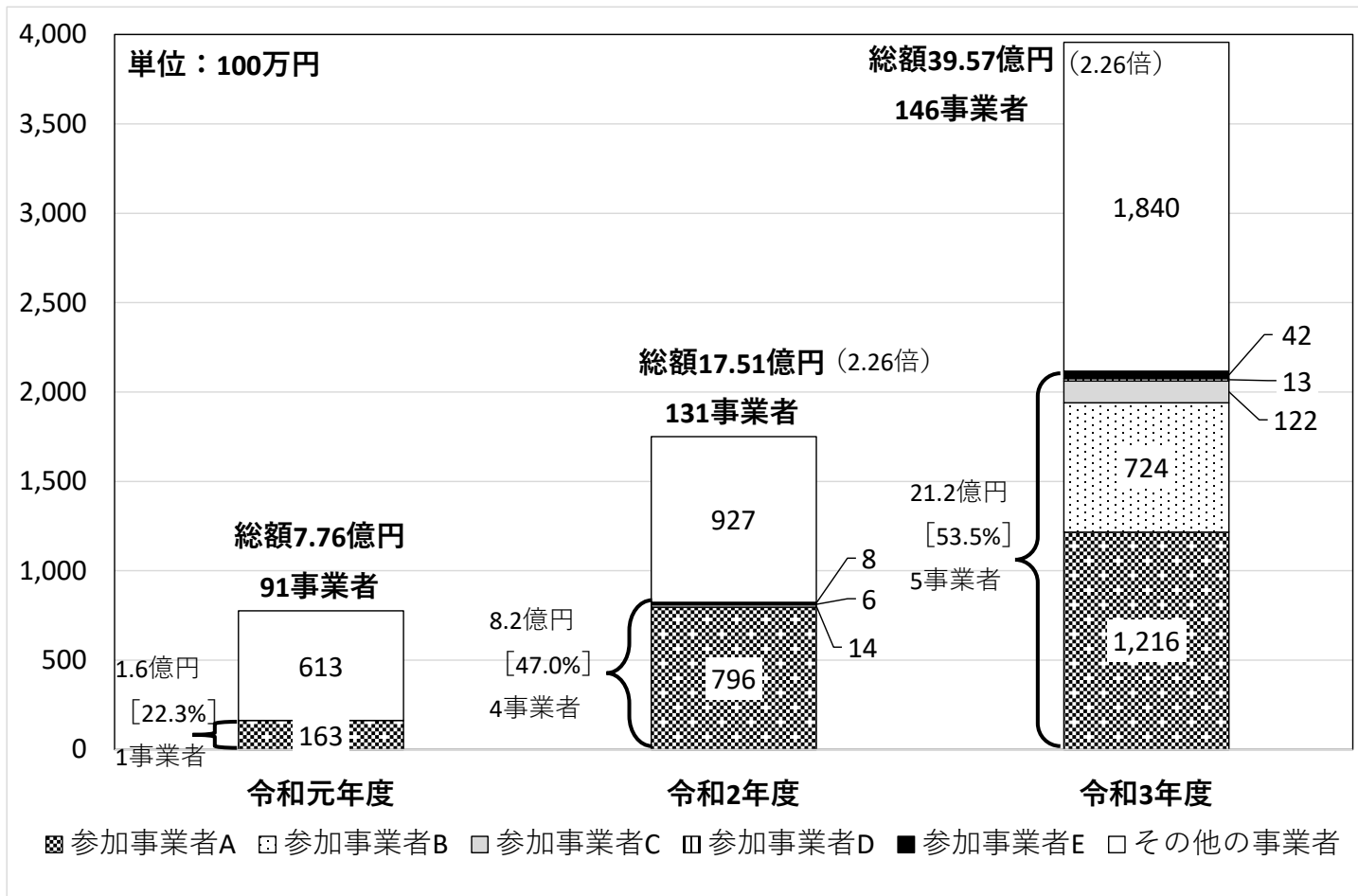
【資料6】 地方自治法第九十六条・第二百三十七条（抜粋）

【資料1】 洲本市のふるさと納税に関する寄付金額、費用の推移



備考) 総務省 (各年度) 「ふるさと納税に関する現況調査」より洲本市のデータを抜粋して作成。( )内は前年度比。

【資料 2】 洲本市から参加事業者への支払い（返礼品の調達費+送料+梱包費）の推移



備考) 洲本市「ふるさと納税事務事業費」データより作成。( )内は前年度比。[ ]内は同一経営者企業グループの全体の支払いに占めるシェア。

### 【資料3】ふるさと洲本もっもっも応援事業参加者募集要項（抜粋）

#### ふるさと洲本もっもっも応援事業参加事業者募集要領

##### 1 目的

洲本市では、ふるさと納税制度により、本市に寄附を頂いた方に対し謝意を伝えるとともに洲本市の特産品や魅力をPRするための地元特産品等贈呈することとしております。このたび、地元特産品等を通じたさらなる洲本の魅力発信とふるさと納税の推進を図るため、特産品等を提供する事業者（以下、「参加事業者」という。）を募集します。

##### 2 募集する特産品

総務省の定めた地場産品の基準に該当し、洲本市の魅力を感じてもらえる商品や洲本市のPRにつながる商品等とします。

##### 3 参加事業者

特産品を提案することができる参加事業者は、市が特段認める場合を除き、次の条件をいずれも満たしている者とし、市の魅力発信に相応しい事業者で魅力創生課との協議により決定した者とします。

ただし、市又は他の参加事業者の名誉を棄損する行為等他の事業者等の迷惑になる行為等があった場合や参加事業者として適当でないと判断した場合は、参加を取消します。

- (1) 店舗・通販等における売上が1,000万円以上あり、且つ営業年数3年以上の実績のある事業者で、設備等を備え、生産・製造・販売等の事業を安定的に行っている事業者であること。
- (2) 洲本市税の滞納がなく各種法令を遵守していること。
- (3) 洲本市内又は洲本市と縁のある市区町村に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場がある企業または個人事業者及び地域のグループであること。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (5) 個人情報保護法及び洲本市個人情報保護条例に基づき個人情報を適切に扱うことができる事業者であること。（別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。）
- (6) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有していること。

備考)「市が特段認める場合」「営業年数3年以上の実績のある事業者」への下線は当委員会による追記。

【資料4】参加事業者Aから請求された送料と試算送料の差異

【令和3年度】

	①参加事業者Aから請求された送料(円)	②試算送料(円)	差額(円) ①-②	参加事業者Aから請求された送料平均単価(円) ①÷(A)	試算送料による平均単価(円) ②÷(A)	差額単価(円) ①-②÷(A)	倍率 ①÷②	(参考)		
								(A)発送件数(件)	(B)梱包費(円)	梱包費単価(円) (B)÷(A)
2021年4月	57,087.822	37,586.190	19,501.632	1.935	1.274	661	1.52	29,508	23,373.500	792
2021年5月	54,108.857	35,859.980	18,248.877	1.928	1.278	650	1.51	28,065	22,082.250	787
2021年6月	63,744.362	41,568.980	22,175.382	1.932	1.260	672	1.53	33,002	25,699.200	779
2021年7月	56,756.095	37,044.800	19,711.295	1.936	1.264	672	1.53	29,314	22,796.350	778
2021年8月	31,266.576	19,761.880	11,504.696	1.949	1.232	717	1.58	16,040	11,304.600	705
2021年9月	24,513.603	15,698.540	8,815.063	1.952	1.250	702	1.56	12,557	8,990.525	716
2021年10月	32,927.224	21,367.510	11,559.714	1.945	1.262	683	1.54	16,929	12,910.125	763
2021年11月	26,025.252	16,533.670	9,491.582	1.958	1.244	714	1.57	13,294	10,635.200	800
2021年12月	32,115.270	20,324.740	11,790.530	1.958	1.239	719	1.58	16,402	13,121.600	800
2022年1月	28,150.133	17,656.130	10,494.003	1.969	1.235	734	1.59	14,294	11,435.200	800
2022年2月	33,472.835	21,053.220	12,419.615	1.967	1.237	730	1.59	17,019	13,385.000	786
2022年3月	27,635.300	17,298.030	10,337.270	1.971	1.234	737	1.60	14,018	10,895.800	777
合計	467,803,329	301,753,670	166,049,659	1,946	1,255	691	1.55	240,442	186,629,350	776

【令和4年度】(12月まで)

	①参加事業者Aから請求された送料(円)	②試算送料(円)	差額(円) ①-②	参加事業者Aから請求された送料平均単価(円) ①÷(A)	試算送料による平均単価(円) ②÷(A)	差額単価(円) ①-②÷(A)	倍率 ①÷②	(参考)		
								(A)発送件数(件)	(B)梱包費(円)	梱包費単価(円) (B)÷(A)
2022年4月	26,526.929	16,914.180	9,612.749	1.978	1.261	717	1.57	13,413	10,545.500	786
2022年5月	23,477.201	14,804.710	8,672.491	1.981	1.249	732	1.59	11,852	8,944.350	755
2022年6月	20,913.112	13,339.700	7,573.412	1.976	1.261	716	1.57	10,582	7,949.950	751
2022年7月	19,022.894	11,977.940	7,044.954	1.989	1.253	737	1.59	9,562	7,245.700	758
2022年8月	16,181.077	10,427.340	5,753.737	1.961	1.264	697	1.55	8,250	6,213.000	753
2022年9月	3,786.189	2,478.600	1,307.589	2.006	1.314	693	1.53	1,887	1,344.900	713
2022年10月	2,768.711	1,924.350	844.361	2.001	1.390	610	1.44	1,384	916.100	662
2022年11月	1,911.998	1,310.860	601.138	2.017	1.383	634	1.46	948	615.400	649
2022年12月	1,621.939	1,077.650	544.289	2.010	1.335	674	1.51	807	549.650	681
合計	116,210,050	74,255,330	41,954,720	1,980	1,265	715	1.57	58,685	44,324,550	755

備考) 洲本市「請求額データ」より作成。  
試算送料の試算方法は以下の通り。

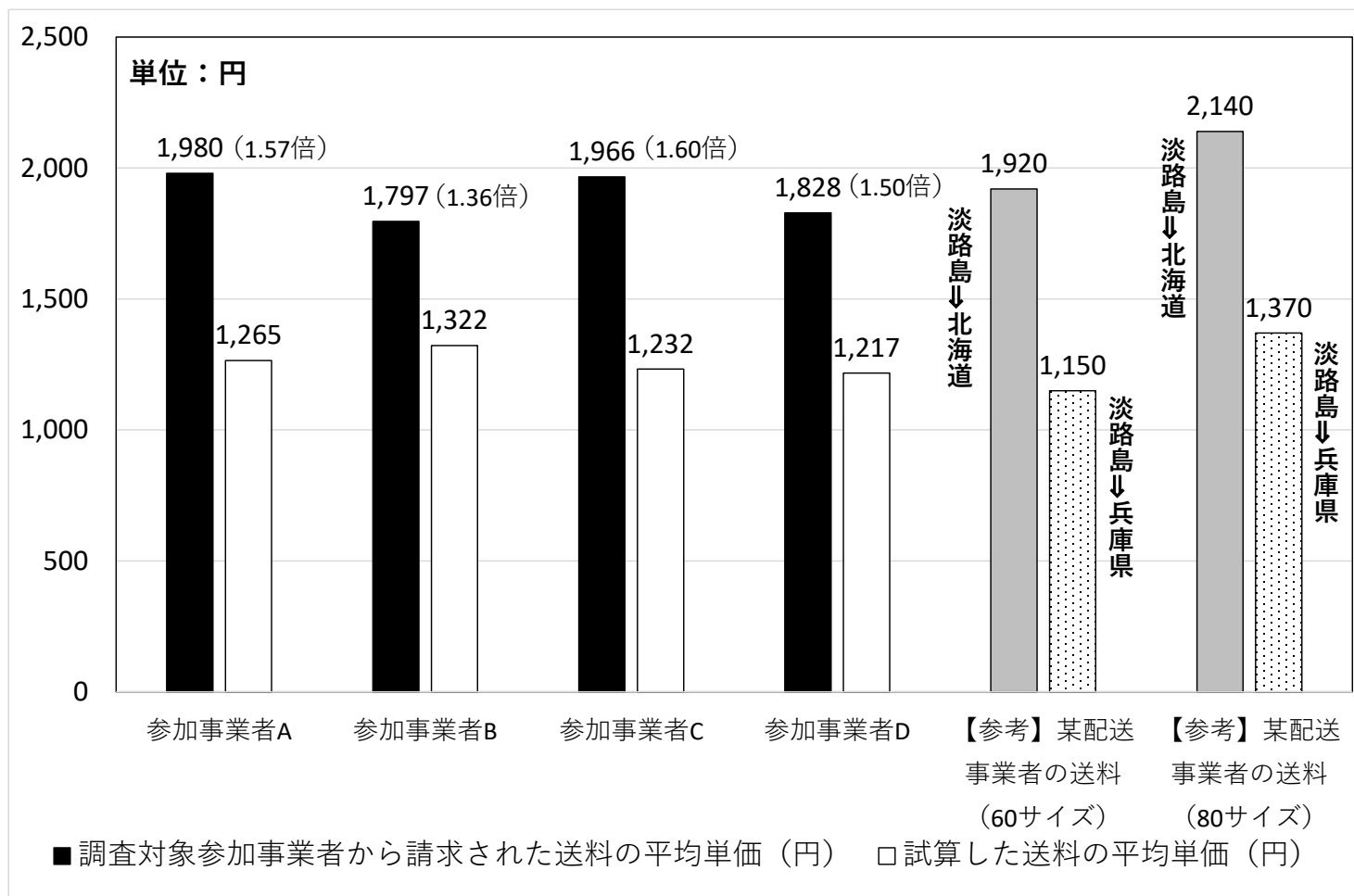
(1) 調査対象参加事業者Aが利用している某配送事業者のクール便を利用し、兵庫県から各都道府県に配送した場合の送料を基礎とした。

(2) 商品名から2kg以内であると想定されるものを60サイズ(3辺合計60cm迄、2kg迄)とし、他を簡便的に80サイズ(3辺合計80cm迄、5kg迄)とした。10kgの商品もあるが、80サイズとしている。

(3) 商品名から2箱の配送と分かるものは、試算送料を2倍とした。

(4) 商品名から梱包サイズを想定したものであるため、試算送料の正確性は保証できない。

【資料 5】 参加事業者 A～D から請求された送料の平均単価と試算送料の平均単価の比較（令和 4 年度）



備考) 作成方法は【資料 4】と同じ。令和 4 年度の平均単価のみ表示。( )内は試算した送料の平均単価に対する調査対象参加事業者から請求された送料の平均単価の倍率。某配送事業者の送料はクール便を利用した場合。



【資料 6】 地方自治法第九十六条・第二百三十七条（抜粋）

○地方自治法

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一～五 略

六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七～十五 略

2 略

（財産の管理及び処分）

第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第二項の規定の適用がある場合で議会の議決による時又は同条第三項の規定の適用がある場合でなければ、これを信託してはならない。

○新板地方自治法逐条解説（第9次改訂版）（地方自治法第237条）

[解釈]二（一）普通地方公共団体の財産を交換し、出資の目的とし、又は支払手段として使用することは原則として禁止される。これは、これらの行為が無制限に許されるとすれば、総計予算主義の原則に違背する結果になりかねず、ひいては健全な財政運営が期待できなくなるためである。（略）「支払手段として使用する」とは、普通地方公共団体の債務は元来予算に計上して金銭で弁済すべきであるが、例外的に予算上の措置をしないで財産を直接処分することにより決裁することをいい、代物弁済（民法482）等を予想されたものであろう。

（略）

（四）（一）及び（二）の禁止は、条例又は議会の議決があれば（略）解除され、（略）

[運用]三 本条第二項及び第三項に違反して行われた財産の管理及び処分は、当該地方公共団体と相手方との関係においては無効と解せざるを得ない（上掲最高裁平17.11.17参照）。しかし、そのために善意の相手方に損害を与えたときは、当該財産の管理、処分者は、損害賠償の責任を有する。なお、財産が動産であるときは、善意の相手方は、当該動産の所有権を取得する（即時取得（民法192））ことがあることに留意を要する。

以上